

独立行政法人国立病院機構千葉東病院における
受託研究取扱規程の改訂（新旧対照表）

2018年5月22日 改訂

改訂後	改訂前	備考
<p>(治験薬等の管理) 第10条 院長は、<u>薬剤部長</u>を治験薬及び製造販売後臨床試験薬（以下「治験薬等」という。）の管理者（以下「治験薬管理者」という。）に定め、院内で使用されるすべての治験薬等を管理させる。</p>	<p>(治験薬等の管理) 第10条 院長は、<u>副薬剤部長</u>を治験薬及び製造販売後臨床試験薬（以下「治験薬等」という。）の管理者（以下「治験薬管理者」という。）に定め、院内で使用されるすべての治験薬等を管理させる。</p>	<p>破線部修正 （実施体制見直しの為）</p>